

関西労災職業病 4月号

(通巻第60号)

関西労働者安全センター 1979.4.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 5・13第1回全国集会を成功させよう!
職業病認定問題に関する全国連絡会議 12
- 今すぐ原発を停める ——米・スリーマイル島原発事故が原発の
おそろしさを見せつけた——原子力労災編集会議 3
- 闘いの中から 4-6
- 前線から(ニュース) 7-13
- 3月の新聞記事から 14
- 関西研究者交流会第16回例会
——作業環境測定基準について—— 15
- 被災労働者の声
——被災者無視の医療機関(未組織ゆえの苦しみ)② 16
- 特集 闘いすすむ! 定期報告の
強要・差し止め撤回闘争 17-18
- 右折禁止/●会計報告 19

会を成功させよう。

を目指して結集しよう

職業病認定問題に関する全国連絡会議

労災・職業病と闘うみなさん
被労働者、労組活動家、学生
専門家のみなさん！

昨年10月、大阪会議において
正式発足した「職業病認定問題
に関する連絡会議」の第一回全
国集會が開催されました。

労災法（1976）、労使法
（1977）、労基則35条（1
978）と相ついで出された法
「改正」を利用した労災職業病
闘争への攻勢と闘う中から、全
国連絡会が誕生しました。これ
までバラバラに取り組み、いま
た被労働者、組合、学生、専
門家のそれぞれの活動の交流を
通じて、「あとはいはなれぬ闘
い」を目指して発足してから半
年が経過してきます。

第一回全国集會は「労災職業
病闘争の前進目指して」（飯塚
という、岡山大学青山英彦氏の
記念講演を受け、認定闘争の
到達点、向課題を中心とした職
業病闘争の方向性を模索してま
よう、というこゝで企画されま

した。

政府、資本は来年（1980）
4月施行を目的に「労災法根本
改正」を叫んであり、「労災保
険財政の単年度赤字」を理由に
さらなる被労働者弾圧を自請とい
ます。1976年労災法改正に
よって新設された「傷病補償年
金制度」運用の中では、首切り
につなげる年金範囲の拡大と、
長期休業者の症状固定・治癒打
ち切り攻撃を企及、症状報告書
の強要と未提出者に対する不法
不当な休業補償差し止め処分を
10ヶ月にわたって強行していま
す。

「不況」「人員管理合理化」など
の総攻撃を受けている中で、被
労働者の闘い、労働運動の中
での労災職業病闘争のあり方な
どが根本から問われている折か
ら、じっくりと討論を深めてみ
たいと考えます。

労災職業病闘争のさらなる発
展のためにも、「認定問題」に
関する」という限られた中ですが

5/13 第1回全国集

5/12 被災労働者の団結

＝ 第1回全国集要領 ＝

- ◎日時 1979年 5月13日 10時～17時
- ◎場所 大阪・芦原橋、部落解放センター
- ◎記念講演 「労災職業病闘争の
前進目ざして」(仮題)
岡山大学 青山 英康氏
- ◎分科会
 - △第1分科会 (頸腕・腰痛など運動器系疾患)
助言者：今井 重信氏 (川崎幸病院)
 - △第2分科会 (じん肺・諸中毒)
助言者：佐野 辰雄氏 (労働科学研究所)
伊丹 仁朗氏 (神戸診療所)
 - △第3分科会 (騒音・振動障害)
助言者：松浦 良和氏 (南大阪労働者診療所)
宇土 博氏 (広島労災職業病研究会)

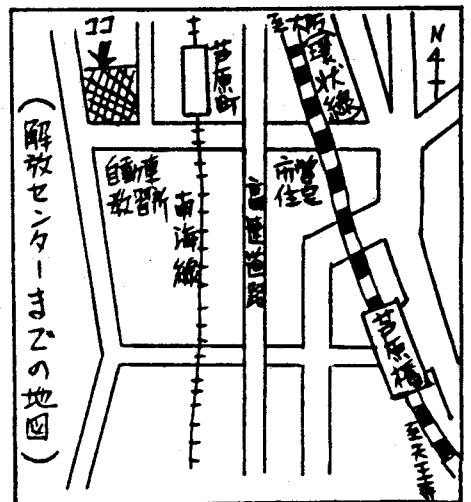
(全国被災労働者決起集会)

- 日時 1979年 5月12日 14時～18時
- 場所 大阪・芦原橋、部落解放センター
- ※呼びかけ 東京被災者交流会
神奈川被災者交流会

なお、集会前日(12日)には「休業補償の差し止め処分」問題を中心に、全国被災労働者決起集会を、東京・神奈川の被災者交流会の呼びかけで行います。

運動の到達点を確認し、今後の方向性、展望についてこの共有化を図ろうではありませんか！

全国連絡会議世話人会



必ず原発を止めよう



原子力防災編集会議

—米・スリーマイル島原発事故が原発のおそろしさを目せつけた—

全世界の原発周辺住民を恐怖に落し入れた、米スリーマイルアイランド原発の事故は、原子力が人類と共存し得ぬものであることを、あらためて事実によつて知らしめた。冷却装置の故障から最悪の事故、炉心溶融に至り、多量の放射性物質をふくむガスが空中にはおり出され、原発を中心に半径八キロ圏内の妊婦と子供の避難という事態にまで至った。そして、万が一のための最後の手段である緊急炉心冷却装置、ECCSがその役割を果たさなかったことは、今まで様々な所で戦わされてきた安全論争に、はつきりとしかも大衆的に決着をつけたと言えよう。

原発事故はまさならず放射能のために周辺住民に被害をおよぼすと同時に、放射能はまず原発内の労働者におどいかかった。

事故発生時、所内の五〇〇名の労働者は高線量を被ばくしたため隔離されている。所内は莫大な量の放射能で汚染されているが、とりわけても汚染された一次冷却水が直接流出した格納容器内は毎時四千レントゲンに達していると言われる。(ハ分間で死亡する量)

そうした汚染を取りのぞく作業が今行なわれようとしているが、それは少なくとも数ヶ月を要すると言われ、また命と引きかえのかくごを持った労働者を多数必要とする。というのは、そもそもばらまかれた放射性物質は、放射能を出し続けるものであり、たとえばそれがほこりという形であれば、それをあつかうのにも被ばくをかくごせねばならない。だから、平時の点検・修理のための作業でさえ被ばくなくしてはあり得ない。従

って事故処理の作業は、とつとつな高線量の被ばくをせねばならない労働者群が必要とされるのである。

私たち原子力防災編集会議は、いのゆる原発社会の中で日々生み出されてくる、そしてヤミの中へはおむられようとする、原発内の作業が原因の数多くの死者、体調を気にせねばならない労働者の側から原発の危険さを明らかにし、労働者被ばくを問題化してきた。今回の事故は、またたくおおいようもなくセンセーショナルな形で危険さを明らかにしたが、今を期にさらに被ばく労働者の側からの闘いを発展させてゆきたいと考えている。労働者の力で、今すぐ原発を止めよう。

★ 嵐の中 ★ から ★

「反動的労務政策及び
止業内組合と闘う中」

数々の労災認定を勝ち取る

— 金金 オーエム工業支部 —

29日、支部員佐々木吉彦は、右肘の痛みを訴えたので、近くの南大坂病院で診療を受けた。打撲、捻挫等の外的要因はない。言うなれば、仕事の中に原因を見つけたから、傷病との因果関係を証明することによって阿倍野労基に労災を認定させねばならない。むずかしいケースでした。が、りあえず会社に対し、労災の仮払いをさせる

29日、支部員佐々木吉彦は、右肘の痛みを訴えたので、近くの南大坂病院で診療を受けた。打撲、捻挫等の外的要因はない。言うなれば、仕事の中に原因を見つけたから、傷病との因果関係を証明することによって阿倍野労基に労災を認定させねばならない。むずかしいケースでした。が、りあえず会社に対し、労災の仮払いをさせる

よう要求すると共に、労基の申請については、斤の作業内容の分析に取組みました。佐々木氏の作業は、玉掛け用ワイヤーロープのくせとり作業を一日平均3時間行っており、その他一束60kgのなまし鉄線をニ束位程クリツパーで切断しており、その他重いアンクル等のセット作業等もしている点に重点をおき、以上のことで肘手首等に負担が加わり、関節炎を起した点と強調しながら労基に申請しました。支部としては、監督署の認定

よう要求すると共に、労基の申請については、斤の作業内容の分析に取組みました。佐々木氏の作業は、玉掛け用ワイヤーロープのくせとり作業を一日平均3時間行っており、その他一束60kgのなまし鉄線をニ束位程クリツパーで切断しており、その他重いアンクル等のセット作業等もしている点に重点をおき、以上のことで肘手首等に負担が加わり、関節炎を起した点と強調しながら労基に申請しました。支部としては、監督署の認定

作業の進行状態を絶えず、電話で確認すると同時に早急な認定を下すように働きかけ、更にあわせて会社の動きを掴み、絶えず前進した状態を認定を有利に勝ち取ることに心掛けました。

この認定の持つ意義は大きなものがあり、今まで完全私病として処理されていた業務起因性疾病が労災として認定されたことは、我々労働者を企業の利潤追及のための犠牲にさせない、使い捨てにさせない、という安全センターを中心とした労働者の生命と健康を守るという闘いの基本方針が、過去の労働行政への闘いを主軸に、経営者に対しては作業施設、環境の改善等をせま、ていること、そして、同一災害・疾病を出させない、数々の認定勝利の実績が今回の斤の認定に因しても大きく生かされているということは言うまでもありません。

支部は10名程の少数組合であり、400名の企業内、第2組合をかかえ、組合活動・労災防止への取組み等にあたり、労務政策で思うようにならない苦しい面が多いのが実態ですが、切年の和田春義氏の脳卒

中死七労災認定に続き、今年1月8日（卯年1月）、右手首矯正補助口、石原明代の再発認定を勝ちと、た更積を生かしながら、本当に労働者の味方は企業内組合なのか、全金支部なの

か、という信念に基づき地道な教宣活動を通じて支部員の加入を目指し、センタリーの活動に役に立ちたいと思っております。今後ともよろしくお願いする次第です。

婦人の健康問題を

学習会へ

全労竹者の課題へ

—全金 三和電器支部—

全金西成三和電器支部では、さる3月22日講師として南大阪労働者診療所、松浦診療所の新井さんにきていただき、講演会を行いました。支部は17名の組合員のうち約3分の1

の50名が婦人です。とくに、最近、肩こりや視力低下に苦しむ婦人の声が多く、新たに頸肩腕症と診断された婦人も出てきている状態です。母性機能を備えているため、男性に比べてデリケートな婦人の

健康管理の肉題を、おろそかにしては、支部全体の安全衛生面での向上はからとれません。今回の講演では、婦人の生理のしくみ、婦人の身体の中では毎月何と複雑で重要ないと、なみが繰り返されていくことか!! について詳しく聞いて、いぬいに説明されました。男性も多数が参加、静聴してくれ、同じ働く仲間である婦人の健康問題に理解を深めてもらう上で

大きき助けとなりました。講演会後、同じ全金の岩井計算センター支部と交流会をもちました。その中では、各各の支部の状況にたじたりくみを通じ、婦人が健康に働き続けられる職場づくりを、生理休暇などの母性保護の権利を守り拡大していくと結びつけて、共に頑張っていくことと確認されました。

自治体労竹者の 公務災害認定の 母性行政不服審へ

—高槻市職員労組—

高槻市に働く保育所、より頸肩腕障害を訴える労働者は、一九七二年頃、はじめ、不幸にも一〇

数名の保母が長期療養を余儀なくされてきた。

そして、公務員補償の請求をした。①医学経験例によると相当因果関係はない、②厚生省基準（人的、面的）を割っていい、③労基法（特に超勤）を違反していい、などの理由で不当にも公務外として却下してきた。

これでは泣き寝入りになるとして患者会が論議をし、行政不服審査をし、本年二月二〇日「口頭審査会」を開催させた。

この口頭審査会は罹病者、補佐人が一方的に意見陳述をするだけです。当日、罹病者からは保育労働の味を一つづつ点検をし、原因と思われる様々に保

育労働を摘発してきた。補佐人として保

育学者（石毛 鏡子）田女子短大助教授）から、保母養成機関へ

保育専門学校等）で乳児過程がなかったこと

や、保育労働が社会化していない、つまり、保母向の打ち合わせの

不充分（適正な保育労働者の配置になっていない、時差勤務であること等）、行政として

何ら手を打っていないことや、新人であるにもかかわらず、乳児を担当し全この責任が保母一人にかかってくる

こと、又、医師（三宅恒成先生、上京病院）からは、他市や民間の保母のアンケートや診療から申請者個人の向題ではなく、保育労働の職業病であること、又、弁護士（藤田 剛

弁護士）からは、超勤

時間認定の誤り等、同僚保母からは当局の保

育労働に対する姿勢の不充分さを、労働組合

からは、保育労働が必然的に頸肩腕障害を起

すことを実証した過去二回のアンケート調査の報告をして、基金

支部を追求しました。頸肩腕障害など、非災害性の職業病については、全労働者側が証明しなければならぬ

いことに大きな矛盾を感じます。

又、この三いは一基金支部に対する三いで

なく、この疾病の判断は全て基金本部で下

しているのですから、基金本部は自治省への

闘いとしても位置付けていく必要があります。

二十月余りを経過した今日、基金支部から

強い怒りを感じながら奮闘を闘っています。（市職労 岩井 悟）

6

反原発事典 同編集委員会


しろつとが 原子力

原発の危険性を理解

するための一冊

定価一五〇円

取り扱い



前線から

東大阪

東大阪労基の業務外判断に

怒りの抗議

再調査を約束させる

2月19日 前向きに対処するし、こ
 行で東大阪 とを約束するに至った。
 労基署は、 2月19日の「認定基
 帝国千ヤツ 準を満たしていない
 ク従業員、 という理由での業務外
 山下暁一郎 決定について、我方は
 氏の脳血栓 此水と、組合（同盟系）
 症について の協力が無いことや支
 業務外の決 援体制が弱いことをみ
 定を行ったが、此水に た労基局の政治的判断
 抗議して3月22日、才 と絡括した。そして、
 2回目の交渉が行なわ 部落解放同盟などで作
 れた。交渉は家族・阪 っている大阪いのちと
 南中央病院・大阪いの くらしを守る会・全金
 ちとくらしを守る会・ 全港湾などの広汎な
 全港湾・安全センター 支援を得るとともに反
 が参加して行なわれた 撃体制を作り、3月15
 が、その結論として労 日に第一回目の東大阪
 基署側は、「再調査の手 労基署交渉を行なった
 続きをとるとともに、

この中で、この斗いを通じ
 労基署調査 て、昭和36年に出さ小
 でも業務量 ている脳卒中の労災認
 が倒れる前 定基準が現在も公然と
 の月に較べ 中をきかしていること
 て2倍近く の奇異さを改めて思い
 はね上って 知らされることにも
 いることが明らかにな 多くの労働者の被災者
 るなど、業務外決定の 等の立ち上りと斗いの
 根拠について、そのほ みが、労基行政の「労
 ぼ全てをくつがえすこ 働者保護」の立場をと
 とに成功したのである。 らせることが改めて確
 最終的な結論につい 認されたように思われ
 てはまだ出ていないも る。

大阪

脳卒中労災 大阪労基局に 不服申請

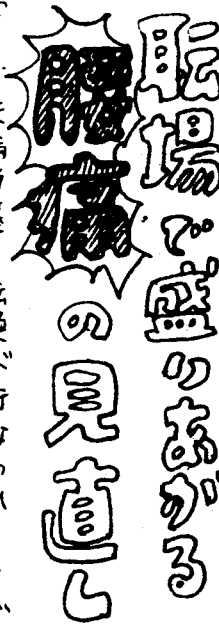
3月7日、海井精治 西労基署が行った海井
 氏の家族は大阪労災保 精治氏の脳卒中につい
 険審議会に對して、今 ての業務外決定が誤つ
 年の1月9日付で大阪 ているとして不服申請

を行つた。
酒井氏はボーリング
による故障調査を行
てきたが、昨年3月1
日、神戸ポートアイラ
ンドの現場で作業中突
然脳卒中発作のため倒
れたものである。西労
基署は「発作前に突発

的な状況がなかった
ことを理由にしている
が、これまでも非災
害性の卒中が労災認定
された例は多く、現在
全港湾などの援助を得
て、事態の解明が進め
られている。

旭

労災認定をまっかけに 職場で盛のおがる



3月30日、天満労基
署は大阪市旭区にある
A工業の従業員宮本氏
の腰痛症について労災
認定を行つた。
宮本氏は印刷機械の
焼入作業を行うち
に、昨年9月頃から腰
部に教痛を覚え、配置

転換が行なわれてるまで
業務に就けない状況に
追いこまれた。会社の
指定医が「腰椎に変形
があるのではこれは私病
と判断したため、会社
も労災の手続きを全く
とらないままに放置し
てきた。しかし、同氏

高槻

許せない 行政を利用した組合を 闘いの

行政を利用した組合を 闘いの

● 全国一般大阪一般合同労組
高槻市の認可保育所
である大手学園の組合
全国一般大阪一般合同
大手学園支部は、現在
園側からかけられてき
た支部役員2名に対す
る首切り攻撃（組合つ
ぶし）に対し、ストラ
イキも含めた反撃の斗
いも、地域の父母たち
の理解と支援を受け、
がり斗いつづけている。

は組合（中立）の仲間
に実情を訴えることも
に、同僚の援助も得て
自分で天満労基署に申
請していったものである。
何回かの署との交渉
の中で、署は「変形に
ついては業務上外不明
であるが、業務によつ
て増悪した」という点
は認めるに至つたので
ある。

この認定内題が進行
するのと併行して、職
場ではこの内題の決着
に大きな注目が集まっ
てきていたが、労災の
決定が行なわれたこと
により、もともと重量
物取扱の職場で腰痛者
の多いこの職場では、
腰痛と労災の関係を直
直していく空気が盛り
上ってきている。

今回の解雇予告の理由は、高槻市行政の措置に合わせた子供の数は、現在の12名の保母では多すぎるから3名のみにやめてもらうというものであるが、実際は、園側自らが解雇者を出す根拠として市に対して措置見数を提案していたのである。つまり、これは明らかに組合つぶしを、行政の措置の名で責任転嫁する園のやり口ということができる。

交渉の中で、組合の方から解雇者を出さない措置見数を提案しても、園側は全く誠意を見せず、何としても「首切り」という態度を変えようとしなかった。しかし、組合独自の行政との交渉の中で、最終的には、10名の保母で運営させるよう措置する」という回答をうけたが、解雇者一人も出さない、という組合の要求にはほど遠い。

園側の「保母があまりに多い」というキャンペーンとは裏腹に、現実には保育条件にも問題が出てくるという

状況である。組織破壊攻撃に対し、それを防衛し抜き、ひとりの首切りも許さない保育労働者の闘いは、今後も断固続けられるだろう。



よせするなどの問題点もでてきていた。労災認定をもちとったことは、これらの局面打開にも一定の意義をもっていると思われている。

橋本さんは昨年秋から休業状態にあったが、この春からリハビリ就業として、午前中1.5時間就業することと組合は園に認めさせている。

阿倍野

保母の頸肩腕・腰痛の労災認定を獲得

――今春からよりハビリ就業へ――

●大阪地域合同労組望の門保育園支部●

3月16日、阿倍野労基署は、大阪地域合同労組望の門保育園支部の橋本さんの頸肩腕症と腰痛症について労災認定を行った。

望の門保育園では以前、単身組合員の保母（既に退職）が労災認定をうけたことがあったが、それに続いての認定である。園の方は以前から、休業者に対して100%の賃金補償をしてくれているが、その費用を他の職員に押し



4/15

全港灣建設支部名村分会

第一回大会開く

造船合理化の中で 下請労働者の斗いは健在

去る4月15日、芦原橋の部落解放センターに於いて、全港灣建設支部名村分会の第一回大会が開催された。大会には当該の分会員をはじめとして、地域の斗う仲間、労働者が約80名集まった。

名村分会が結成されたのは12月、まさに造船合理化の真只中に突入せんとする前夜であった。もともと困難な時期に歩みはじめたと言え、分会の斗いは、状況が厳しければなおさらの如く、組織（團結）の必要性を現実のものとして、数々

そのは、下請労働者

本工労働者を買った

いと、「単産の枠を越

えた斗う地域共闘の統

体でこたえていく」と

いうものであった。更

に、幾多の成果の中

も、昨年取り組んだ雲

見代（脳血栓）の労災

認定斗争は、「ある意

味では不確実な結果

であった認定に対して

単に一人の被災者救済

ではなく、下請労働者

全体の権利獲得と位置

付け、斗い抜いた思想

性、團結の新たな地平

を勝ち取ったという意

味で大きな斗いであつた。(この斗いは、名村の企業責任追及のため)の裁判斗争として引き継がれている。)以上のようは基調報告が行なわれ、更なる分会の斗いの方向性が力強く確



松原

看護婦さんか

労災問題で学習会開く

● 阪南中央病院で ●

3月23日、大阪松原市にある阪南中央病院において、看護婦さん

の研究発表会の場で労災問題がとりあげられ、約30名の参加があった。そして、同病院のケイ

スワーカーと安全センターの方から脳卒中の労災認定問題を中心に

認されていった。最後に、地域共闘の仲間からの連帯のアピールを受けて、大会は盛況のうちに幕を閉じた。

して発表が行はれ、昨日の春、栗本鉄工の広畑氏の脳血栓の労災認定斗争を病院としてとりくんだ経過から、また同じく山下氏の脳血栓の労災斗争を進めていることもあり、病院として労災認定問題についての関心が一

定高まっている状況の中での企画であった。ケースワーカーからは、主に田畑氏・山下氏の場合の比較から、脳卒中の労災認定に果たしての運動の重要性

が指摘された。また、安全センターからは、職業病の労災認定の枠の歴史的推移と労働者の闘いの関係についての問題が主に提起された。

松原

3/24 阪南中央病院市民の会主催で 労災職業病に関する学習会

高い参加者の関心

3月24日、阪南中央病院市民の会の主催で、労災・職業病に関する学習会が行なわれた。雨のふるる中、患者医師・病院の職員など多数の参加があった。安全センターより、労災・職業病とは何かという題で、労災と私病との違い、認定

の問題、合理化との関係など1時間程講演があった。その後、討論に移った。医者から認定基準に関する質問が出されたり、患者から「自分は本日は労災なのだけい会社にだまされて私病扱いにされていいるしなどの訴えがあった。学習会の終了後、阪

京都

4年間も申請を放りかしてはなかなかなか活発で、 今迄の書類が見つからないよ

下監督署の責任逃れは絶対許さない

今年1月頃、頸腕の被災者から相談をうけた。話によると、4年前スリーパーマーケットでアルバイトをしていた時に一度頸腕にかかり、京都下監督署に労災申請を出したが、決定通知もなく放りかされた。本人も少しはらくして軽快したので、不信に思いついて、職場に移ってから

また腕がだるくなり、医師にケイワンと診断されたというところであった。調査の結果、今の職場との関係よりも以前のスリーパーマーケットの時のケイワンが再発した可能性が強いとの結論になり、3月末、京都下監督署に本人と共に出向いた。事前に連絡して以前の書類を出しておいたのといざ出かけてみる

南労災被災者の会の呼びかけと説明会がもたらした、初めての企画に、高いことが感じられた。

と以前の書類が全くないという事であった。監督署が一度受け付けた書類がなくなるという事は本来ありえないことであるし、認定を放つとらかしのしておいたことに加えて、増々怒りが爆発した。糾弾する中で、今後書類を受け付けたという前提で話を進める、と責任逃れをしようとしている。

被災当時は同僚にもかなりケイワンの患者がおり、皆、労災申請を注目していたゆけで放つとらかしのしておいた責任は重大である。私達は今後東京都下監督署の責任逃れを断固許すことなく、徹底的に糾弾していく決意である。

東京
労働環境と健康
結東成京セシター
日本の医療を告発する人々のこと

4月7日、3時30分より東大医学部にて、へきく分科会、労働環境と健康破壊（労災取業病）が用催され、冒頭の基調報告では、長期化する不況の中で資本・政府は様々な功撃を強め、被災労働者切り捨てや、労働者の健康や安全の問題を労働者個々人の責任にすりかえようとしている。

法律の面では、労安法・労災法・労基則35条の改善、行政的には定期報告の強要、保険差し止め等々、その上医師、専門家の多くは

資本の側に立ち、労働運動は全体として混迷を深めている。しかし、全国各地で被災労働者が自らを組織して斗いに立ち上っている。労働運動の混迷を打ち破ろうとする取場・地域の運動、各地で見られる労災取業病斗争の地域センターとしての運動、さらーとしての運動、さらに、各地のこれらの動きが全国的な結合を深めている。

労働法の改善阻止、被災労働者の取場からの排除阻止、斗う大衆の組織的結集、等の基調報告がありました。

次に、差し止め処分粉砕対策会議から、現在の中心課題である「定期報告拒否」差し止め阻止斗争について、労働省、末端行政、資本が一体となつて、大合理化の一環として、兵糧攻め、刑事弾圧、団交拒否等々強硬してしている。それに対して、全国的な突き上げを軸に、80年4月の抜本改正に向けて、人権無視、企業擁護の攻撃をはね返すために団結して斗おうとアピールがありました。

続いて各地からの様な活動の報告と問題提起があり、労災取業病センター結成に向けて、色々な討論がありました。中に、「癌の危険があつても此如でしか働けない。」「労組が取り組まない

また、孤立した被災労働者の生活と治療を確保し、転場への様子を復帰させるのか、被災労働者の立場からセクターはどうとらえるか、等の意見がありま

した。 終了後、午後8時頃より被災労働者同士の交流会が持たれました。 各人の自己紹介の後、「定期報告について思うこと」を話の糸口にして、転場での経験、被災者に対する冷淡、無理解な行政医療機関の対応、合理化下の労働実態等体験談を中心に、熱気に満ちた交流会でした。

定期報告については、年々増大する労働就業

(報告) 玄島労働研 横田



病に対し発生源は放置したままで、被災者を管理、規制するための巧妙な手段として、行政、資本が強制しているもの、だとの考えが一致して出されました。 書式然り、コンピュータの導入然り、刑事弾圧然り。 今後、全国的に連系して、拒否斗争をしようとの確認を解除。 翌8日は、全体集会がありました。 午後3時頃から雨の中、デモにて、皆で気分を吐き、医学会総会会場で坐り込み、山本さんを不当解雇した名取慈徳医大病院理事長を糾弾しました。

今年の産業衛生学会は、昨年のクロム、マンガン被災者や研究者を中心とした学会斗争の再燃を恐れ、嚴重な自己規制と統制下に産業衛生学会 開催

東京

嚴重な自己規制と統制下に 産業衛生学会 開催 反響を呼んだ 記録映画の上映

「ガン中毒の認定要件は、一定の動きた備え、マンガン中毒症に陥するハミリの上映を行った。 二のハミリは、植田マンガン被災者の日常生活や診察風景などを、25分の記録映画とめたものである。 上映会には、30名をこえる参加者があり、学芸発表時よりも活発な質問と討論が行われ、一足のリズムがあったと感ずられた。

今年、私達は、品川、木野、松浦の連名で二題の発表を行ったが、今回、とりわけ、マン

(南大阪労働者診療所 医師 松浦 良和)

3月の新聞記事から

- 3 7 大正74年4月三重県四日市で起つた、石油化学コンビナート塩素ガス事件で全国初の「公罪罪法」の適用（津地裁）
- 3 7 住友重機王島造船所で、全造船組員18名に対し指名解雇
- 3 23 地判西が、セム打ち切り会社側は解雇通知を再発効する、組合は仮処分申請へ
- 3 9 全造船佐野母分会で指名解雇通告に対する「地位保全の仮処分申請」を大阪地裁へ
- 3 10 住友重機、愛媛で全造船組員ノ名に指名解雇通告
- 3 11 労働省は今年度の労働基準監督の運営方針を、不況業種への適切な対応、少三次産業での労働条件の改善、下請け中小企業業の労働条件の防止を三本柱としてまとめる
- 3 11 全国出版組合連合会の西日本大会が開催される
- 3 12 東京高裁は、定年男女差別は違法の判決。日産自動車に1000万円内の貸金支払いを命ず
- 3 15 造船大手の石川島播磨重工業が勇退募集の結果、予想の2.6倍の4500名の退職者が出る見込み
- 3 16 名村造船所の労組員9名に対し指名解雇
- 3 19 「スモンの会全国連絡会議」は、オベこの被害者の救済と全被害者の連帯と団結を求めアヒールを发表
- 3 20 上越新幹線大清水トンネル工事現場で坑内火災が発生
- 3 22 水保病裁判で熊本地裁は、チツソ元社長らに「四大公害」事件で初の刑事責任を向う判決
- 3 23 福井県原子力安全対策課は、原子高取2号と美浜3号と相次いで制御棒案内管のたゆみピンが損傷した、と発表した
- 3 25 兵庫スモンの会は、79年度総会で一部被害者の和解と、「被害者・医療被害情報センター」の設立を決める

報告

作業環境
測定基準
について

去る4月14日、第15回交流会
を行ないました。今回は、作業
環境測定基準について討論をし
ました。これは以前にも取り上
げましたが、今回はこの問題に
しぼって交流しました。

労働省は、76年告示第44号で
作業環境測定基準を定めてい
ますが、この中で測定点の選
び方を定めています。この方法で
測定すると、場所的平均濃度と
個人暴露濃度に大きな差がで
ると考えられます。このため問
題のある職場をみのかす傾向が
あるし、更に会社側にまかせて
おくと、全く関係のない点を選
んで測定していくことも考えら
れます。

この測定基準をつくらした産業

医学総合研究所の奥重治氏は「
3ヶタの濃度範囲において、環
境濃度と暴露濃度の間には強い
相関が認められる。しかし、個
人の値の一致性はおよそ3ヶタ
のバラつきを示している。」と述
べています。このことは、彼自
身も二つの濃度が、10倍のひら
きがあることを認めている訳で
す。

また、労働省の基準は「場所
的平均濃度とバラつきを求めれ
ば、全体の濃度分布がわかる」
という考え方から測定点を選ん
でいます。しかしながら発生源
のあるところでは、濃度の変動
が大きいので、正しい推定は困
難です。

また奥氏は「推定した濃度分

布のうち、75%が管理濃度以下な
らば、良い環境だ」と提案して
います。労働省はもつとも濃
度の高いところで働いているこ
とが多いので、残り5%の中に
いる可能性が高い訳です。だか
ら、教点をランダムに選び測定
して、全体を推定するという方
法では「発生源の近くでは正し
い推定ができず、しかも労働者
はその近くで働いている」とい
うことで、有効性はあまりない
といえます。

それよりも、労働者の鼻の位
置で何度も測定する方が、ずっ
と良いと言えそうです。

『自分達の健康は
自分達で守る運動
体-友好訪中国』
(1978.7.28~8.10)
“報告集”
¥500-
日本赤脚医生友好訪華団編

パンフ紹介

声の労働者の災被

被災者無視の医療機関

6 未組むゆえの苦しみ(2)

（前号から続く）

二の頃、ますます病状の悪化し、今の状況の経過が加、この精神的圧迫となり、自分自身があかしくなっていた。二ヶ月からいた、この大阪に行き阪大病院の精神科に行つて見てもらったが、整形外科に行つた言われたの整形外科に行つた、そこで右足あつて捻挫と診断された。腫れ方は悪くないと言われ、十日から二週間に再帰した。あつて捻挫という診断は、西成の社会医療センターと同じであったのでおかしな思ひだ。へ必約二年程前、まだ完治してないにもかかわらず、腫痛を認めず、全治して診断した医療センターの診断と同じであった。

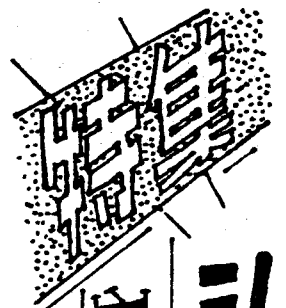
ことをさす一編集部へ
 として別府府立病院に行つて、腫れ捻挫、右足捻挫、右足膝内側傷と診断された。二ヶ月から三ヶ月通院した頃、医師に後ろ二ヶ月打ち切ると言われた。

私は困惑したが、大阪府立の通院してこの頃、西成の愛隣で松浦診療所の針の先生がどうを配つてくれたが、その内容を思い出して松浦診療所に連絡をした。大阪へ戻つてくるよう連絡があり、松浦診療所で治療するようになった。その頃すでに私の精神は相当悪化して、警察にも世話になる状況となり、診療所に迷惑をかけたこともあった。申し訳なく思っている。

診療所の世話が高槻の精

神病院に8ヶ月から入院していった。今は良かったが、この苦しみの中で治療に専念している。今までの経過の通り、病院のありまいで、労基署のやり口、会社の仕打ち、私一人の扱い、相手をこの扱いは許しがたいことである。また、私に於ける病院の不当な扱いは、私に与える精神的不安をますます増大させ、次々に病院を替えてもいけなくなる状態に押しやられたことは、まぎれもない事実である。そのため精神症状が出たのだと思ふ。普通には私の歩行を見たら、人とあまり変わらない。ところが、対話してはじめて私の症状がわかる。私の苦しみを今も残っているが、松浦診療所、被災労働者同盟の温かい手で必死に治療に専念し、社会復帰に向つて頑張っている。たいと思つていきます。

（大阪府被災労働者同盟員）



三つあたまの

(N)

定期報告書の

強要・差止め撤回に待

79年定期報告書をめぐるとい
は、4月初旬、労働省が3月6
日付で出した「事務連絡第5号」
の存在が明らかになることによ
って一気に山場を迎えた。「事
務連絡」によれば、①3月末日
に督促状を送付すること ②定
期報告書の提出期限を4月20日
とする ③未提出者につい
ては5月1日以降の休業補償を
一時差止め処分をする予定であ
ること、となっている。

**労働者の「三つあたま」は
必ず破綻する**

労働省の不当極まる定期報告
書の強要に対して、現在（4/20）
関西では、全港湾、全国一般等
の労組や、大阪府被災労働者同
盟、京滋被災者同盟、神戸被災
者交流会等の被災者組織に参加

する被災者約150名が、また
関東では、東京・神奈川の被災
者組織・労組などが、そしてそ
の他の地域でも広汎な被災者が
報告書の提出を拒否し、斗いを
続けており、不当な制度及びそ
の運用に対して、労働省に政策
姿勢の変更を要求して斗ってい
るのである。

これらの被災者・労働者の強
い反対に背を向けて、5月1日
からの休業補償差止めを強行せ
んとする労働省は広汎な労働者
人民の報復を受けることを覚悟
すべしである。

総評の単産が反対署名

88年以降の差止めの処分に対し
て労組・革新政党も反対の意志
を表明し始めている。既に全港

湾・全林野・全造船・自治労・
都市交通・国労などの総評系単
産中央本部が差止め撤回要求に
署名し、これを受けて総評・社
会党も本格的に問題解決のため
の行動を開始している。

これらの動きに対して労働省
は、4月初め、総評・社会党に
対して「休業補償給付及び休業
給付受給者の定期報告について」
というメモを提出した。それに
よれば、①報告書様式のうち、
「今後の治療の要否・見通し」
については記載なしでも受理す
ること、②報告書の提出後の運
用については、国会における審
議経過を尊重の上慎重に処理す
ること、となっており、問題解
決にはほど遠い内容のものである
が、今後の斗いの糸口が開
けたという意味では一定の前進
と評価できるものである。

労法改正斗争への発展

労働省は88年4月の労災保険
法、改正を既に表明している。
我々はこれまでの定期報告に対
する斗いを基礎にして、被災者、

労働者の要求を一步でも前進させる法改正を待ちどわしいに発展させていく時期に来ている。この斗いをより広汎な労働

3.29 大阪労基局交渉

局側の高姿勢を 追及

3月29日、全港湾・被災者同盟・安全センター等は、大阪労基局との間で99年定期報告書の向題についての交渉をもつた。これは全港湾関西地本並びに7団体は2月7日付で行なっていた交渉申し入れに対して大阪労基局が一応その席を保障する、という形でもたれたものである。しかし、局側がこの交渉について、(1)被災者同盟とは会わない、(2)制度向題には答えない、(3)交渉参加者は全て個人の資格で、かつ10名以内、という不当極まる条件を設定してきたため、交渉は当初から局の基本的な姿勢についての追及となった。2時間以内の追及の中で、

働者・被災者のものとする事によつて、不法・不当な報告書の強要や差止め処分を完全な闘いに封じこめていかねばならない。

途中、被災者同盟が退席するとう場面もあつたが、最終的な結論として、(1)被災者同盟に結集する被災者については別途に説明を行う場について検討する、(2)その他6団体については、2月7日付の申し入れの趣旨に何らかの形で回答することとする、という点が局側より表明された。交渉は終わった。

4.13 定期報告向題対策会議

全国被災者決起集会の 大結集を確認

4月13日、京阪神の労組や被災者組織などの参加で持たれたいる「99年定期報告向題対策会議」の第6回目の会議が行なわれた。5月1日から予想される「差止め」を目前にして、各組織から闘いの方向についての意見表示

があり、数組織から、差止めが行なわれても向題解決まで徹底的に抗戦する決意が述べられた。そして、来年4月の法改正に向けて共同して闘いを進めていくことが確認された。また、関東の被災者組織から提起されている、5月12日の「全国被災労働者決起集会」には各組織とも全力でとり組んでいくことが強く確認された。

定期報告書強要・差止め処分反対
80年労災法改正斗争勝利
全国被災労働者決起集会

★日時 5月12日 午後2時～6時
 ★場所 大阪 芦原橋 都落解放センター 6階中ホール
 ★会費 1人 200円



右折禁止

我々はよく、どここの組織はこのころおかし、どうやら右旋回らしいとか何々の問題について闘わないからだめだとか、この種の批判、つまり評価をよくすることがある。そして、だれもその意見に反対でもない限り、批判した当人もそれでよいと思ひこんだり、自分が何かを批判したのだから、当然良い悪いの基準を自分でもち合わせていると信じて疑わないことが多い。

しかし実際にはそうでもない。仮に自分が何か困難な状況にぶちあたった時、それをどのような基準で解決しようとしているか、したのかを冷静に分析してみれば一番よくわかるはずである。勇ましく他人を批判している人に限ってといって良いほど、割にろくでもない基準か「情勢判断」で解決しようとするものである。僕はこのコラムを始めの中で、日常的に要求されている情勢分析と、それに基づく決断のしくみを具体的に追及してみるつもりである。思想がにじみ出る場面である。

(Y・E)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号(通巻60号)

昭和54年4月20日発行

(毎月一回20日発行)

表紙写真

企業倒産下、工場占拠—自主生産の闘いを続ける、全金山科鉄工支部

3月分会計報告

収入

会費	265200
機関誌	69170
カンパ	333600
計	667970
3月分収収	+ 148948
2月から 繰りこし	679699 (+)
	828647

支出

事務費	51661	①
機関誌	70400	②
活動費	141206	③
郵送費	15755	④
人件費	240000	⑤
計	519022	

(註)

- ① 2月分 カスタ、3月分 郵座、女益、電気、新聞、事務用品 い3113
- ② 2月号(58号) 印刷代
- ③ 1月分 社保料、2月分 電話、東出張1回、通勤交通費、活動交通費(カンパ含む)
- ④ 切手(14100) 振替手数料
- ⑤ 3月分人件費 (プリント料除く) 4人分

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28